

盛土規制法運用開始前後の許可、届出の取扱いについて

令和7年5月23日の規制区域指定（運用開始）に伴い、以下に該当する場合は、法第21条第1項、法第40条第1項の「工事の届出」の提出が必要になります。

規制区域指定日
令和7年5月23日

▼区域指定前に工事が完了する場合



必要な手続き

他法令：許可
盛土法：なし

▼工事が区域指定日をまたぐ場合



他法令：許可
盛土法：届出

▼工事着手が区域指定日の後の場合



他法令：許可
盛土法：許可

▼他法令の許可が区域指定日の後となる場合



他法令：許可
盛土法：許可

※ 他法令＝都市計画法の開発許可の場合、盛土規制法の技術基準にも適合させる必要があるため、事前に担当窓口にご相談願います。